相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市柏井町一丁目一二八〇番地、最後の住所千葉県市川市柏井町一丁目一二八〇番地　被相続人　亡　飯倉　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所千葉県船橋市本町六―三―一六レックスマンション六〇一号ＰＡＣ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南川麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市若葉町一丁目一三番地二、最後の住所東京都武蔵村山市大南三丁目七四番地の一六　被相続人　亡　名古屋豊美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階

りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市梅郷五丁目一〇八二番地七、最後の住所東京都青梅市梅郷五丁目一〇八二番地の七　被相続人　亡　杉山　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県海老名市杉久保南一丁目九八四番地、最後の住所東京都町田市本町田三四五〇番地の二〇一　被相続人　亡　柳田　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市玉縄三丁目六〇三番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢町一一五四番地ぐみざわ東ハイツ三棟三〇一号　被相続人　亡　稲垣　聖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所　横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市天池一丁目一二番、最後の住所岐阜県岐阜市天池一丁目一二番二九号　被相続人　亡　平下美佐江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

岐阜市神田町二―一二　松久オフィスビル六階　桜田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　桜田　英志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区春野町気田七四七番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区春野町気田七四七番地　被相続人　亡　井口　喜允

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

静岡県浜松市浜北区宮口二〇〇九番地の八　相続財産管理人　司法書士　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市岩崎五丁目三三五番地、最後の住所愛知県小牧市城山三丁目二番地三バンベール城山一〇八号　被相続人　亡　飯塚　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町一〇一番地アーバンネット四条烏丸ビル七階弁護士法人プロフェクト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川田　拓志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区三軒家西二丁目五七番地、最後の住所大阪市大正区三軒家東一丁目一四番二号　被相続人　亡　植松満利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区蒲生四丁目一五五番地、最後の住所大阪市城東区今福西五丁目一番二五―三〇七号　被相続人　亡　秋岡　洋良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市玉縄三丁目六〇三番地、最後の住所横浜市戸塚区汲沢町一一五四番地ぐみざわ東ハイツ三棟三〇一号　被相続人　亡　稲垣　聖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所　横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市天池一丁目一二番、最後の住所岐阜県岐阜市天池一丁目一二番二九号　被相続人　亡　平下美佐江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

愛知県岩倉市下本町下市場一二五―三　ＡＯＨＡＴＵビル三階　弁護士法人花楓いわくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒川　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区西九条針小路町一九番地、最後の住所不詳、不動産全部事項証明書上の住所京都市南区西九条針小路町一九番地　被相続人　亡　増田　友一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区引野町二丁一〇九番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大西　宏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市藤の里町二〇八番地、最後の住所兵庫県西宮市段上町四丁目四番六―三〇三号　被相続人　亡　坂井　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所　兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市東区戸坂新町二丁目三四番、最後の住所広島市安佐南区上安五丁目三番一七―三〇五号　県営　被相続人　亡　空中　嗣男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十一日

事務所　広島市安佐南区緑井五丁目一七番五号　グランデュア緑井四〇三号

相続財産管理人　弁護士　大原　太軸